

総務常任委員会日程

令和2年12月11日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 議案第 3 号 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(2) 議案第 5 号 令和2年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出2款総務費（3項を除く）、
4款衛生費の内1項7目、8款消防費、
第3表債務負担行為補正1追加の内
（21）から（28）及び（60）から（61）
第4表地方債補正1廃止

○木村委員長

では、会議を始めます。

定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に丸山わき子委員、石井孝昭委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、2件です。

議案第3号、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○片岡総務部参事

議案第3号、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明いたします。

付議案の4ページから6ページ及び議案説明資料の5ページをお願いいたします。

改正の理由は、本条例は令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い本市の関係する条例、八街市税外収入金に係る延滞金徴収条例、八街市介護保険条例、八街市後期高齢者医療に関する条例、八街市道路占用料条例、八街市営住宅管理条例及び八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の6件の条例について一括して改正するものでございます。

具体的には、地方税法における特例基準割合の名称が改正されたほか、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことにより、本市においても同様の改正をしようとするものでございます。

本条例の施行日は、令和3年1月1日となります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

ただいま、ご説明いただきました。あくまでも名称の変更であるという説明でございましたが、還付加算金等の割合の引下げも問題になっていると、今回の内容ではね。実際にはどのくらいの引下げになるのか、お伺いいたします。

○木村委員長

回答できますか。

○片岡総務部参事

平均貸付割合等につきましては、ちょっと今私のところに手持ちの資料がございませんので、

後ほどお答えさせていただきます。

○木村委員長

ほか、質問はありますか。質疑は。
丸山委員、よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○木村委員長

では、質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第3号、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

執行部の皆様に申し上げます。議案第3号に関係する職員以外は退出して結構です。

よろしいですか。では、引き続いて会議を続けます。

議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題としま
す。

お諮りします。

第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと
思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

最初に第1表、歳入歳出予算補正の内、歳入全款について提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算第7号の16ページをお願いいたします。

歳入12款、1項1目地方交付税は、補正前の額から9千800万円を減額し、40億6千
888万6千円にしようとするもので、昨年度の台風等による災害復旧の内、歳出5款農林
水産業費で減額補正いたします被災農業施設等の復旧分の減額に伴う特別交付税の減収見込
みを補正するものでございます。

次、16款、国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、補正前の額から519万9千円を増額し、35億4千840万2千円にしようとするものです。

3節障害者福祉費負担金において、特別障害者手当等給付費負担金の令和元年度分の精算金が8万1千円増、5節児童保護措置費等負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金が、認定こども園運営費補助金増に伴い、511万8千円を増額しようとするものです。

続いて、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、補正前の額から230万5千円を増額し、77億6千483万8千円にしようとするものです。

1節総務管理費補助金は、マイナポイント支援窓口従事者会計年度任用職員の手当等に対する補助金であり、対象事業費の10分の10が補助されるものです。

2目民生費国庫補助金は、補正前の額から567万7千円を増額し、2億7千56万7千円にしようとするものです。

2節障害者福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金は、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修費補助23万9千円。

3節児童福祉費補助金子ども・子育て支援交付金は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業分として、1事業50万円を限度で交付されるもので、公立分198万8千円、私立分295万円と、母子保健指導事業分として、乳児家庭全戸訪問事業分50万円となります。

17ページに参りまして、3項委託金2目民生費委託金は、補正前の額から27万円を増額し、1千743万2千円にしようとするものです。

2節国民年金費委託金は、税制改正対応システム改修分として基礎年金事務費交付金及び年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金であり、対象事業費の10分の10が補助されるものです。

続きまして、17款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、補正前の額から264万4千円を増額し、11億3千231万7千円にしようとするものです。

4節児童保護措置費等負担金において、子どものための教育・保育給付交付金は認定こども園運営費補助金増に伴う219万3千円の増と、令和元年度分の追加交付45万1千円を増額です。

2項県補助金2目民生費県補助金は、補正前の額から1千605万2千円を増額し、3億2千156万7千円にしようとするものです。

2節障害者福祉費補助金は、つくし園の新型コロナウイルス感染対策用品購入に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金で対象事業費の10分の10が補助されるものです。

4節児童福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金であり、1事業50万円を限度で交付されるもので、公立保育園6事業分、私立保育園5事業分、認定こども園1事業分、小規模保育事業所2事業分、認可外保育施設8事業分、児童クラブ14事業分、合計で1千560万6千円。

5節母子福祉費補助金ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金は、現物給付化に関する事務

手数料事業費の2分の1が補助されるものです。

4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から4億9千907万7千円を減額し、8億3千675万7千円にしようとするもので、1節農業委員会費補助金は、農地利用最適化活動報酬について、活動内容を再度周知する必要があるための減額。

2節農業振興費補助金は、昨年度の台風等による被災農業施設等復旧に対する支援事業補助金の減額です。

18ページに参りまして、7目消防費県補助金は、補正前の額から50万円を増額し、511万5千円にしようとするもので、2節防災費補助金において自主防災組織2団体分の資機材購入に対する地域防災力向上総合支援補助金の増額で、対象事業費の2分の1が補助されるものです。

3項委託金1目総務費委託金は、補正前の額から264万5千円を増額し、1億6千604万円にしようとするものです。

5節選挙費委託金は、千葉県知事選挙執行の際必要となる新型コロナウイルス感染症対策用品などに対する費用を増額するものです。

続きまして、20款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から1億893万4千円を減額し、補正後の残額を9億3千4万7千円にしようとするものです。この結果、今年度末残高見込みは、約15億8千800万円となります。

続きまして、21款1項1目繰越金は、補正前の額から6千294万6千円を増額し、1億6千294万6千円にしようとするものです。

19ページに参りまして、23款1項市債5目土木債は、補正前の額から830万円を減額し、2億3千540万円としようとするもので、神門八街線バイパス事業市負担金が全額減額となったことによる減。

7目教育債は、補正前の額から170万円を減額し、2億7千620万円としようとするもので、スポーツプラザ照明設備改修工事実施設計業務を来年度の床改修工事実施設計業務と合わせて実施することとしたため、減額するものです。

以上を持ちまして議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算第7号歳入全款の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、お伺いいたします。まず、16ページのマイナポイント事業費補助金についてなんですけれども、この補助金については、人件費であると、歳出の方では人件費であるということのようなんですけれども、この款のマイナポイント事業への国庫補助金の総額はどのくらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○渡邊企画政策課長

マイナポイントの推進に係る補助金でございますが、今回、補正予算で計上させていただきます

ました。この230万5千円が初めてということでございまして、過去においていただいている補助金はございません。

○丸山委員

ここで補助金を受けるということは、このマイナポイント事業をこれからさらに増やしていくんだ、発行数を増やしていくんだということになるんだと思いますけども、その発行計画というのは、どのようになっているのでしょうか。

○渡邊企画政策課長

このマイナポイントを推進するというところで、当初、私ども市の職員だけで対応しようということ考えておりました、市民課の窓口で対応しておりましたが、あまりにも申込みされるお客様がいらっしゃったということで、市民課の窓口が非常に混雑するということがございましたので、事務を分散するというところで、あと、それも含めて、マイナポイントも推進するというのを併せまして、今第1庁舎1階の玄関フロアに特設のコーナーを設けまして、会計年度任用職員を配置しまして、支援、マイナポイントの支援を行っているというところでございます。

○丸山委員

お客さんが殺到しているんだというようなことなんですけれども、このマイナポイントの受け付け、今どのくらい受け付け、また発行しているのか、その辺分かりますか。

○渡邊企画政策課長

これまでの流れを申し上げますと、7月に228件、8月に357件、9月に369件、10月に392件、11月が297件とおおむね月当たり300件強は申込者がいらっしゃるというような状況でございます。

○丸山委員

そうしますと、このマイナンバーカードをいかに国の方は、国民に普及するかというところでのマイナポイントを活用して、さらに復旧したいという考えがあるようなんですけれども、八街市としては、このマイナンバーカード、今までのマイナンバーカードの総数、そしてマイナポイントによって増えた率、どのくらい増えてきているのか、その辺について伺いたします。

○渡邊企画政策課長

担当課の方から伺った数値でございますが、マイナンバーカードの交付枚数につきましては、11月末の状況でございますが1万6千627枚という状況でございます。11月末の人口が6万8千769人でございますので、率で申し上げますと24.18パーセントというような状況でございます。

○丸山委員

国はあらゆる手を使って、何としてもこのマイナンバーカードを普及したいんだという取組が進められていますけれども、やはり国民にとっては、大変不安なマイナンバーカードだと。いろいろと漏えい問題であるとか、紛失したときにはどうするんだろうかという、そういう不安がいまだにあるわけですね。

今回のマイナポイントは、暗証番号を忘れてしまうとログインできず、サービスが利用できないとか、また、申請時に一度選択したキャッシュレス決済サービスは、後から変更できないといった大変不便さもあって、そういうことをきちんと市民に、こういう問題もありますよということを説明した中での発行になっているのかどうか、その辺については担当じゃないから分からないかな。どうでしょうか。

○渡邊企画政策課長

基本的には、申込みにつきましては、ご本人様が申し込むということが前提でございます。市町村につきましては、分からないという方がもしいらっしゃった場合に、ご支援をさせていただいているというところがございます。申込みをしたいというお客様がいらっしゃったときには、そういった注意点は、説明してご理解していただいた上で支援をさせていただいております。

○丸山委員

全国的には平均19パーセント、八街市は若干多くて24.18パーセントというような状況のようなんですけれども、リスクもあるということも、きちんと市民には分かっていたたく、そういう取組をしなければいけないと思いますし、それから、やはり今後、国の方は、保険証につなげるとか、また銀行につなげるといったそういった方向も検討されているようで、今、本当にこのマイナンバーカードをそのまま発行するという方向でいいのかどうか、私はきちんと立ち止まって、見直しをすべきではないかなというふうに思います。そういった点では、国に対して、そういう意向もきちんと伝えていっていただきたいなというふうに思います。

次に、これは16、17ページに関しますけれども、コロナ対策費として障害者福祉施設、児童福祉施設への補助金が出ているわけなんですけれども、合わせますと2千140万円ということでもよろしいのでしょうか。

○田中子育て支援課長

障害者施設、児童福祉施設合計しますと2千166万6千円になるものと思います。

○丸山委員

各施設へのこうしたコロナ対策がされるということなんですけれども、今、千葉県では、昨日は150人を超すコロナ感染者数最多であるということで、先ほど委員長はご挨拶の中で、まだ第2波なのかとかいうご挨拶がありましたけれども、確実に第3波が来ていると。これに対する対策が必要ではないかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺については、私は市独自の対策が必要ではないかなというふうに思っていますが、その辺についてはどうなのでしょうか。

○會嶋総務部参事

今の段階で具体的にどうこうということは決まっていはいないんですけれども、先だって、政府からは3次補正予算ということで1兆5千億円が一応決まりそうだということで、そのうち1兆円は、今までの地方単独事業分という形で交付される見込みであります。

あとは、さらに3千億円は、国庫補助、例えば今回のいろんな補助を付けている分の地方担

当部分に見れると。財面的には、もしかすると確保できる可能性はあります。

それで、実際のところとしては、どうするかというのは不透明でありまして、市民の方々に今満遍なく何かをご支援するという方法をするのか、あるいは個別に、例えば経済として、飲食店さんとか事業主さんにするのかとか、そういったやり方自体をここで考えていくときに、八街市独特で単独でやるとなると、今のところちょっと体力が持ちません。これは事実です。ですので、今回、国が決めていただいています地方単独部分を一応財源として、それで、そういった方々への支援ということを決めていきたいところだったんですが、今のところ限度額の算定の考え方もどういふものに当てていいかもまだ分からない状況ですので、もうしばらく様子を見させていただいて、もしこれが決まり次第、早急に市役所の中で検討して対応していきたいというふうに考えています。

○丸山委員

長い目で見ればの話になるけど、第3次も年を明けてからの対応になるわけですね。私は、やはりコロナが今感染拡大をしているというこの状況、それから、年末に向けて地域経済の問題を考えますと、やはり今その対策が必要ではなかろうかなというふうに思うわけです。今、総務部参事の方からは、体力が持たないんだと、市独自の取組では体力が持たないということを言われているわけなんですけども、さっきもご説明の中で、財調の繰入金減額が1億円あるわけですね。やっぱりこれは減額してしまわないで、新たにこのコロナ対策に活用していくということも考えてもいいんじゃないかなというふうに思うわけなんです。

本当に今、八街市内の地事経済を見ていると、5割以上の減収になっている、そういった事業所が8割近くあるわけです。今現時点でどのくらいになっているのか。再度、把握をする必要があるかと思えますけれども、いまだにそういった5割以上の減収になっている事業所に対して支援をしていくとか、それから、今のコロナの感染拡大の中で、症状がなくても、誰もが感染する、そういった感染をする力を持っているという、そういう状況になっているわけなんで、やはり一番今大変なところであります高齢者施設であるとか、あるいは保育園・幼稚園といったそういったところでの教職員の学校もそうですけども、教職員の先生方の検査費を補助していくとか、そういった取組が今必要ではないかなというふうに思います。

やはり本当に先行きが見えないということで、市民も、それから地域業者の皆さんも不安になっているわけで、そういった点での市独自の手だてがやはり今必要であるというふうに思います。そういった点では、今回のこの補正予算の中に組みれていないのは本当に残念だなというふうに思うところであります。

次に、17ページです。

これは県支出金の農林水産業費4億9千907万7千円の減についてなんですけども、約5億円の減となりますけども、何割ぐらいの復旧につながったのか教えてください。

○相川農政課長

施設の復旧の進捗状況でございますが、令和2年12月1日現在で申し上げますと、まず、パイプハウスなどの農業施設の復旧申請が298件ございました。修繕や建て替えなどが完了しているものが現在12月1日現在で、約3分の2の195件、そのうち市の完了検査が

175件終了しております。

補助金につきましては、県の検査が合格したものから、現在、順次交付手続を進めているところでございます。

○丸山委員

それで、この中には、補強に関わる、そういったものも入っているわけですか。

○相川農政課長

今、補強で約36件申請がありまして、補強が今現在6件、その中に含まれて完了しております。

○丸山委員

本当に大変長い時間がかかるわけですが、今後、最終的な事務手続が終了するのは大体どのくらいになる予定なんでしょうか。

○相川農政課長

現在、申請がありまして完了しているものですね、各農家さんに行って、完了検査の方を行っているんですけども、まだ完了されていない方も中にはいらっしゃいます。その完了が、市としては今年度中には全て終わらせたいところなんですけれども、現実的には、まだちょっと難しい部分も今の段階だとあるのかなとは考えております。

○木村委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

会議中ですが、ここで10分間の休憩いたします。

休憩後は、歳出2款総務費から、第4表地方債補正1廃止までの審査を行います。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時43分)

○木村委員長

では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

片岡総務部参事より、発言を求められておりますので、これよりします。

○片岡総務部参事

先ほど、議案第3号、丸山委員からの御質問の中で、令和3年中の割合につきましては、0.1パーセントの引下げになります。

以上です。申し訳ございませんでした。

○木村委員長

次に、3項を除く歳出2款総務費について、提案者の説明を求めます。説明は予算書の項目順にお願いいたします。

○片岡総務部参事

2款総務費1項総務管理費について、説明いたします。

補正予算書 21 ページをお願いいたします。

1 項総務管理費は、補正前の額から 3 千 5 9 0 万 8 千円を減額し、補正後の額を 8 3 億 2 千 6 9 2 万 6 千円とするものでございます。

それでは、目ごとに説明いたします。

1 目一般管理費は、補正前の額から 3 千 5 7 1 万 2 千円を減額し、補正後の額を 7 6 億 8 千 2 1 4 万 4 千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

特別職人件費は、共済費で千葉縣市町村共済組合の標準報酬上限引上げ改定による増額でございます。

一般職人件費について、給料、職員手当、共済費は、職員の退職、育児部分休業による減額と、千葉縣市町村職員共済追加費用、公立学校共済追加費用等の予算執行に伴い、執行残の減額及び人事院勧告等による期末手当支給割合の減による減額補正でございます。

次に、会計年度任用職員人件費は、マイナンバーカード所有者向けの消費活性化等マイナポイント事業の窓口案内を充実するための会計年度任用職員人件費の増額が主なものでございます。

○鈴木総務部参事

続きまして、2 款 1 項 3 目広報費についてご説明をいたします。

補正前の額 1 千 2 2 8 万 4 千円から 1 9 万 6 千円を減額いたしまして、1 千 2 0 8 万 8 千円としようとするものでございます。内容につきましては、広報やちまた印刷製本費の入札差金の減額でございます。

以上です。

○土屋課税課長

続きまして、2 項徴税費 1 目税務総務費につきまして、ご説明いたします。

引き続き、補正予算書の 21 ページをご覧ください。

補正前の額から 8 万 7 千円を減額し、補正後の額を 3 億 1 3 9 万 4 千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

内訳につきましては、一般職人件費 3 節職員手当等は 7 0 万 9 千円の減額、4 節共済費は 6 2 万 2 千円の増額で、これは期末手当支給割合の減による減額補正と標準報酬月額改定による増額補正でございます。

○片岡選挙管理委員会事務局長

続いて、4 項選挙費について、説明いたします。

補正予算書 22 ページをお願いいたします。

3 目千葉県知事選挙費は、補正前の額に 2 6 4 万 5 千円を増額し、補正後の額を 2 千 5 5 7 万 8 千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

令和 3 年 4 月 4 日、任意満了に係る千葉県知事選挙執行に際して、新型コロナウイルス感染

症対策の経費を計上するもので、3節職員手当は、期日前投票所及び投票所に感染対策職員の配置により98万3千円の増。

10節事業費は、期日前投票所及び開票所において、アルコール消毒液、障壁、手袋等の消耗品購入として156万3千円の増額。

14節工事請負費は、イオン八街店に開設する期日前投票所を新型コロナウイルス感染症対策として、入り口付近のオープンスペースへ開設することとし、システム使用に必要なLANケーブル配線工事9万9千円の増額補正でございます。

以上でございます。

○渡邊企画政策課長

続きまして、5項統計調査費について、ご説明いたします。

補正予算書の22ページ、23ページをご覧ください。

1目統計調査総務費につきましては、補正前の額から40万円を増額し、補正後の額を1千971万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費における給料、職員手当等、共済費の増減につきましては、4月1日付の人事異動等によるものでございます。

○柿沼監査委員事務局長

6項監査委員費1目監査委員費につきまして、ご説明いたします。

引き続き、23ページをご覧ください。

補正前の額2千755万4千円から611万4千円を減額し、2千144万円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。

これにつきましては、4月1日付人事異動等に伴う給料、職員手当、共済費の減額でございまして、職員手当には、期末手当支給割合の減額も含めたものでございます。全額監査委員事務局職員の人件費の減額補正でございます。

以上で、2款総務費の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、若干お伺いいたします。今回、この総務費の中では、多くが期末手当の引下げによる人件費によるものでございますが、会計年度任用職員人件費、20ページですね。先ほども説明いただきました。この職員については、何時から何時まで仕事になるのでしょうか。

○渡邊企画政策課長

2名を任用いたしまして、8時半から5時までの任用でございます。

○丸山委員

期間としては、今年度はいつまで、また、来年度はいつからいつまで実施するのでしょうか。

○渡邊企画政策課長

今年度いっぱいと言いますか、来年の3月末までを予定しております、来年度の予定はございません。

○丸山委員

今回、職員の期末手当の引下げということで、この予算計上がされているわけなんですけれども、私は本当に心が痛むわけですね。このコロナ禍で、職員の皆さんがいろいろな場面、市民の目では確認できないようなところで、本当に一生懸命働いていらっしゃる。コロナ対策に一生懸命になっているという点では、今、このコロナ禍で期末手当の削減というのはあってはならないというふうに思うわけであります。

特に、年末、これから、年末年始に向けて、市民の皆さんが本当に生活に困ったよということで駆け込んだときに、そういったときでも職員の皆さんは、きちんと対応していただけるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった体制はできているのかどうか。その辺について、お伺いしたいと思います。

○片岡総務部参事

年末年始の職員の体制につきましては、管理職につきましては、危機管理体制の強化ということで図っております。また、例年実施しております体制として、年末年始休暇中も日直を2名配置し、8時半から17時まで、電話、窓口で問合せを対応しております。

さらに、年末年始に係る業務の円滑な遂行を図るために、各課等で2名体制で緊急連絡体制を取っております。

以上です。

○丸山委員

今、各課で緊急連絡体制を取っているということで、本当にそのように市民の皆さんがいつでも飛び込んで行ける。受け入れるそういう体制を取られているということでは、本当に安心いたしました。

ちょっと関連いたしまして、もう少しお伺いいたしますのは、実際に、具体的な、本当にお金なくて、今困っちゃっていますよといったようなときには、そういう体制も図られているのかどうか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○大木総務部部長

今言われました生活困窮者からの問合せ等につきましては、これは社会福祉協議会と市が連携を図りまして対応するようにしております。この連絡体制については、緊急連絡体制という形を取っておりますので、もし連絡がございましたら、職員が対応するというふうになっております。

○丸山委員

それは、いわゆる日時には関係なくということで対応できることでよろしいですか。

○大木総務部部長

基本的に、先ほど総務部参事が言いましたけど、8時半から5時までは日直がおります。日直に、もし連絡があれば、日直から職員の方に連絡する。それから、例えば、5時以降につ

いて、もし緊急で電話をいただいた場合については、うちの方で、外部委託をしておりますので、そこの方に連絡をしてくださいというアナウンスが流れますので、連絡をいただきましたら、そこから職員の方に連絡をいただくということで、一応24時間とは言いませんが、夜中でも出られるという体制を取っております。

○丸山委員

本当にそういう体制を取っていただいているということなので、ぜひ市民の皆さんにも、本当にお困りのときはご連絡くださいといった、そういう周知もぜひしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の内1項7目について、提案者の説明を求めます。

○渡邊企画政策課長

4款衛生費1項7目について、ご説明いたします。

補正予算書の30ページをご覧ください。

7目上水道費につきましては、補正前の額から981万3千円を増額し、補正後の額を1億8千195万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

上水道事業会計繰出事業費981万3千円につきまして、18節負担金補助及び交付金中、市上水道事業児童手当補助金17万4千円の増額は、人事異動に伴う水道課職員の児童手当支給状況の変更によるものです。

また、市上水道事業営業対策費補助金963万9千円の増額は、千葉県市町村水道総合対策事業助成要綱に規定する基準給水原価、前年度給水原価及び有収水量が確定したことによるものでございます。

以上で、4款衛生費の説明を終了いたします。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

○宮澤防災課長

8款消防費について、ご説明いたします。

補正予算書の35ページをご覧ください。

8款消防費1項消防費1目防災費につきましては、補正前の額に64万5千円を増額し、補正後の額を9千894万円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。

一般職人件費35万5千円は、期末手当支給割合の減等による職員手当等の減、標準報酬月額会計による共済費の増でございます。

自主防災組織運営費100万円は、自主防災組織立ち上げ時の資機材等購入補助金につきまして、当初4団体分の予算を計上しておりましたが、現在5団体が設立されており、そのうち3団体より、補助金申請がされております。

また、さらに、1団体の結成が見込まれるため、増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○丸山委員

この自主防災の補助金なんですけれども、実は私の自治会も大変お世話になりまして、昨年の台風から何としても自分たちで自主防災をきちんと作ろうと、それから、井戸もきちんと確保しようということで補助金をいただきまして、今、自主防災の動きが始まったところです。本当にこういった補助金があることで、一歩が踏み出せたということで、大変心強く思っているところです。

これ今どこの地域でも、何とかしなければならぬというふうに思っている地域が多いのではないかというふうに思うんですけれども、これは来年度は、もっと早くから対応できるような取組が必要ではないかなというふうに思いますが、予算を当初からきちんと確保していくという方向付けはできないのかどうか、その辺についていかがでしょうか。

○宮澤防災課長

当初予算につきましては、今のところは、一応4団体分で見込んでおります。それ以上、設立があった場合には、補正予算で対応するような形で、ちょっとなかなか設立団体数が読めないところがありまして、これ10団体とかという形で当初予算を組むのは、ちょっと難しいのかなと思います。

○丸山委員

ただ、今は、いざ災害といったときに、市役所だけでは対応できない。やっぱりそれぞれの地域で、どう協力し合うのか、それを日常的に本当に取り組んでいくことが必要であると。ですから、こういった補助金がすぐ出せるよ、そういう意味でも、もう少し確固とした強力な計画をきちんと担当課でも持っていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、書類がとっても煩雑なんです。役所側から見れば、この程度は出していたかなくちゃという書類なんですけれども、しかしながら、出す側にとると、なかなか煩雑で、何度も足を運ばなきゃならないというようなことで、今少し、簡潔な書類の提

出の方法はないのかどうか、その辺をぜひご研究いただきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○木村委員長

答弁はいいですね。

○丸山委員

はい、結構です。

○木村委員長

ほかに質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表、債務負担行為の補正1追加の内21から28及び60から61について、提案者の説明を求めます。説明は予算書の項目順にお願いいたします。

○日野原議会事務局長

補正予算書6ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正番号21やちまた市議会だより印刷製本費、期間令和2年度から令和3年度まで、限度額89万8千円、これはやちまた市議会だより発行、年4回発行、各2万700部について、令和2年度中に入札を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

○鈴木総務部参事

続いて、22番、広報やちまた印刷製本についてでございますが、期間は令和3年度まで、限度額は427万4千円でございます。

次に、23番、広報やちまた新聞折り込み業務についてでございますが、期間は令和3年度まで、限度額は315万8千円でございます。

いずれも年度当初直ちに執行する必要がありますことから、債務負担行為を設定いたしまして、年度前入札をさせていただくというものでございます。

以上です。

○會嶋総務参事

続いて、24番、夜間電話対応業務から、27番、庁舎フロアマネージャー業務は、それぞれ業務の年度間の継続性を図るため、令和2年度中に契約を締結させるため設定するものでございます。

また、28番、第三期ちば電子調達システムサービス使用料(2)は、現在契約しておりますシステムのIT環境変化に伴う追加負担分でございます。令和6年度まで、年3千円程度増額するものでございます。

○宮澤防災課長

補正予算書の9ページをご覧ください。

60番、防災メール配信システムの賃借。

続きまして、10ページの61番、防災行政無線保守点検業務につきましては、それぞれ年度当初から事業を実施する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

4ページの防災メール配信システムの賃借、これ今年度よりも若干増えているわけですね。それと10ページ、防災行政無線保守点検業務、これも今年度令和2年度よりも若干増となっているわけですが、その増となっている理由はどこなんでしょうか。

○宮澤防災課長

まず、60番の防災メールの配信システムにつきましては、うちの方で、今現在行っている、業者に委託してやっているんですが、5千件未満と5千件以上で、ちょっと委託の料金が変わってきてまして、昨年から急激に災害もありまして、メールの登録件数が増えまして、現在5千件を超えております。その関係で委託料が上がってしまったという形になります。

防災行政無線の保守点検業務につきましては、すぐお答えできません。申し訳ないです。内容的には基本的に変わっていないはずだと思います。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第4表、地方債補正1廃止について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務参事

補正予算書12ページをお願いします。

第4表、地方債補正は、先ほど、歳入23款市債で説明いたしましたとおり、事業の変更に よりまして、都市計画道路整備事業とスポーツプラザ改修事業2件を廃止するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

○丸山委員

それでは、議案第5号令和2年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

新型コロナの第3波を迎えている中で、今議会での補正予算は、国・県の福祉施設新型コロナ対策として、福祉施設への支援費が計上されていますが、市独自のコロナ対策費の計上はありません。県コロナ対策会議専門部会部会長の山本修一、千葉大副学長は、1日の緊急会見を開き、「県内のどこにもコロナウイルスがいて、どこからでもクラスターが発生し得る。これまでとは違う状況」と指摘しており、その対策が求められています。

感染リスクの高い医療・施設・学校・保育園など職員対象のPCRの定期的検査への補助・支援とともに、市内経済の八街中小企業元気アップ給付金の実績報告からも明らかなように、市内業者の売上げの50パーセント以上の減少が86.4パーセントを占め、8割減が32.4パーセントと深刻な状況となっています。

この間、市内業者の方々は、国・市などの市の制度を活用し、経営と雇用をぎりぎりのところまで踏ん張っているのが実態です。

第3波の広がりが見通しが見えない状況に拍車をかけており、年末を乗りきれぬのか不安が広がっています。こうした下での市独自の支援策が必要です。

自治体の財政力の強弱で、コロナ対策に差があってはなりません。国に自由に使える地方創生臨時交付金を強く求め、市民の健康・生活を守る取組を求めます。

国庫補助金のマイナポイント事業の人件費補助金230万5千円が計上されていますが、総務省は、カードを持っていないおよそ8千万人を対象に、4千万人の利用者を見込み、来年3月までの事業に総額2千478億円の税金をつぎ込むものとなっています。

政府与党は、個人情報漏えいやカードの紛失・盗難といった国民の不安に答えられないばかりか、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すため、この間、健康保険法等を改正、戸籍法改正、デジタル手続法など矢継ぎぎまに成立させ、カード普及のために手当たり次第となっています。

しかし、政府が莫大な税金を投入し、躍起になってもマイナンバーカードを取得した人は2020年9月現在で、全国平均では19パーセント、本市では24パーセントにとどまっています。国民・市民が必要を感じないマイナンバー制度に固執し、何が何でも押し付けるやり方はやめるべきです。

個人情報保護のための国の監督機関「個人情報保護委員会」が6月に公表した年次報告によると、2019年度にマイナンバー付きの個人情報が138機関、217件で漏えいしたことが分かりました。このうち15件は、委託元の行政機関や地方公共団体の許可を得ずに、マイナンバー付きの個人情報取扱い業務が再委託されていたケースです。

国民は個人情報の漏えいや、カードの紛失・盗難への危惧、政府が個人の情報を掌握・管理することについて、強い不安を抱いています。このように問題だらけのマイナンバーカードの普及を推し進めることは、新たな混乱を引き起こし、危険を広げるだけでございます。国民が求めているマイナンバー制度を推進するのではなく、立ち止まって見直すときではないでしょうか。

歳出では、職員の期末手当の削減が計上されていますが、2020年人事院・千葉県人事委員会の前年度より0.5か月少ない4.45か月とする勧告が行われました。引下げは、2

010年度以来、10年ぶりとなり、期末手当の官民格差が0.04か月であるにもかかわらず、民間よりさらに引下げとなっております。

今回の勧告は、昨年の災害や新型コロナウイルス感染症などに対応してきた市職員の日々全力で職務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張っている労苦に応えないばかりか、公務員の賃金引下げは全ての労働者の賃下げにつながるものであり、さらに、消費税増税や新型コロナ危機の下でのマイナス勧告は地域経済に大きな影響を及ぼすものであり、到底認められません。

以上ことから反対するものであります。

○木村委員長

ほかに討論はありませんか。

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第5号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○木村委員長

起立多数です。

議案第5号中の当委員会付託分は、原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時12分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員